3　有料職業紹介事業者は、職業安定局長の定めるところによりインターネットを利用して、第一号に掲げる事項にあつては前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び次項において同じ。）の総数及び当該年度の前年度（以下この項及び次項において「前々年度」という。）の総数（四月一日から九月三十日までの間は前年度の総数、前々年度の総数及び当該年度の前年度（以下この項及び次項において「前々々年度」という。）の総数）に関する情報を、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては前年度の総数及び前々年度の総数（四月一日から九月三十日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数）に関する情報を、第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ、提供しなければならない。

一　当該有料職業紹介事業者の紹介により就職した者（以下この号において「就職者」という。）の数及び就職者のうち期間の定めのない労働契約を締結した者（以下この条において「無期雇用就職者」という。）の数

二　無期雇用就職者のうち、離職した者（解雇により離職した者及び就職した日から六月経過後に離職した者を除く。）の数

三　無期雇用就職者のうち、前号に掲げる者に該当するかどうか明らかでない者の数

四　手数料に関する事項

五　返戻金制度に関する事項

4　前項の規定にかかわらず、同項に規定する有料職業紹介事業者が提供しなければならない情報のうち、同項第一号に掲げる事項に関する情報については四月一日から四月三十日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報と、同項第二号及び第三号に掲げる事項に関する情報については十月一日から十二月三十一日までの間は前々年度の総数及び前々々年度の総数に関する情報とすることができる。

5　有料職業紹介事業者は、法第三十二条の十六第三項の規定による情報の提供を行うに当たり、無期雇用就職者が第三項第二号に規定する者に該当するかどうかを確認するため、当該無期雇用就職者に係る雇用主に対し、必要な調査を行わなければならない。

6　前項の規定にかかわらず、有料職業紹介事業者が、返戻金制度を設けている場合であつて、無期雇用就職者のうち返戻金制度に基づき手数料を免除する事由に該当したものの数を集計する方法により第三項第二号に規定する数を集計する場合は、前項の調査は、行うことを要しない。

第二十五条第一項中「第二十四条の八まで」の下に「（第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。）」を、「手数料表」の下に「、返戻金制度に関する事項を記載した書面」を加える。

第二十五条の二第六項中「第三項まで」の下に「（同条第一項第二号の規定を除く。）」を、「第二十四条の五第一項中「第三十二条の十三」とあるのは「第三十三条の二第七項において準用する法第三十二条の十三」と、」の下に「同項第一号中」を加え、「第二十四条の五第二項」を「同条第二十五条の三第二項中「第二十四条の八まで」の下に「（第二十四条の五第一項第二号の規定を除く。）」を加え、同項の表第二十四条の五第四項の項中「手数料表」の下に「、返戻金制度に関する事項を記載した書面」を加える。

第三十二条第三項中「五年」を「三年」に改め、同条第五項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、「準用する。」の下に「この場合において、第三項中「三年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。」を加える。

第三十三条第一項中「又は労働者の募集若しくは労働者供給事業を行う者」を「、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業を行う者又は労働者供給を受けようとする者」に改める。

第三十七条第一項第七号を次のように改める。

七　法第四十八条の二の規定による指導及び助言に関する権限　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める都道府県労働局長（以下この項において「管轄都道府県労働局長」という。）

イ　法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業　施設の主たる事務所又は当該施設に求人の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ロ　法第三十三条の二第一項の無料の職業紹介事業以外の職業紹介事業　職業紹介事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者に求人の申込みを行う求人者の当該求人に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ハ　労働者の募集　募集事業所又は募集情報等提供事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

ニ　労働者供給事業　労働者供給事業を行う者の主たる事務所若しくは当該事業を行う事業所又は当該者から労働者供給を受けようとする者の当該労働者供給に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

第三十七条第一項第八号中「第四十八条の三」を「第四十八条の三第一項」に改め、「命令」の下に「、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表」を加える。

様式第1号（第二面）中「せず、同法」を「しないこと並びに同法」に、「せず、かつ、同法」を「しないこと、同法」に改め、「までのいずれにも該当しないこと」の下に「及び職業安定法施行規則第24条の6第2項に規定する基準に適合すること」を加える。

様式第1号の二（第二面）中「なお、」を削り、「せず、同法」を「しないこと並びに同法」に、「せず、かつ、同法」を「しないこと、同法」に改め、「までのいずれにも該当しないこと」の下に「及び職業安定法施行規則第24条の6第2項に規定する基準に適合すること」を加える。

様式第六号（第二面）中「なお、」及び「について」を削り、「、職業紹介責任者」を「並びに職業紹介責任者」に、「、未成年者」を「未成年者」に、「せず、かつ、同法」を「しないこと、同法」に改め、「までのいずれにも該当しないこと」の下に「及び職業安定法施行規則第24条の6第2項に規定する基準に適合すること」を加える。